

第 1 章 総 則

1.1 適用範囲

この指針は、鋼構造物の架設のための計画および架設の設計に適用する。

【解 説】 この指針は、標準的な鋼構造物の架設における本体構造物、仮設構造物、架設用機械、器具等の計画および設計に対する一般的な指針を示したものである。

架設工事に関するこの種の指針は他にあまり例がなく、今回、新しく作成したものである。したがって、今後、多くの実績を積むことによって更に改善されねばならない。

この指針の適用対象としている構造物、作業の条件、仮設構造物および架設機械は極めて多様性に富むために、指針の規定がすべてそれらを適切に包含しきっているかどうかについて、完全に確かめることはできなかった。また、規定の内容についても理論づけの困難なものもあったが、これまでの橋梁の架設などの経験をもとにして規定している。したがって、この指針の適用にあたっては個々の架設構造物の特徴、作業条件、架設機械などを十分に調査し、この指針の規定の本来の趣旨を考慮して、柔軟かつ適切な運用がなされる必要がある。架設される鋼構造物の規模が特に大きい場合とか、通常行われていない特殊な架設工法による場合、あるいは架設の環境（気象条件、地形条件等）が一般的でない場合には、別途、十分な調査を行い、その結果に基づいて架設の計画、設計および施工を行う必要がある。構造物が特に法律の技術基準として他に定められている場合、およびこの指針に示されていない事項で、他の技術基準等で定められているものは該当する技術基準によるものとする。

以下に一般的によく用いられている現行の各指針および技術基準等を列挙する。

- (1) 道路橋示方書（建設省）
- (2) 鋼鉄道橋設計標準（日本国有鉄道）
- (3) 土木工事標準示方書（日本国有鉄道）
- (4) 道路橋下部構造設計指針（建設省）
- (5) 海洋鋼構造物設計指針(案)・解説（土木学会）
- (6) クレーン等各構造規格（労働省）
- (7) 労働安全衛生法（労働省）
- (8) クレーン、はがね構造部分計算基準（日本機械学会）
- (9) 鋼構造設計基準（日本建築学会）
- (10) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (11) プレストレストコンクリート設計施工指針（土木学会）
- (12) アースアンカーの設計・施工基準（案）（土質工学会）
- (13) 鋼道路橋施工便覧（日本道路協会）

1.2 用語の定義

本体構造物：架設される鋼構造物本体の全部または一部をいう。

仮設構造物：本体構造物を架設するために必要な仮設の構造物をいう。

架設機材：本体構造物および仮設構造物を架設する機械および器具をいう。

基本鉛直荷重：架設時の設計をする場合において、常に作用すると考えなければならない鉛直方向の荷重をいう。

照査水平荷重：架設時の設計をする場合において通常作用すると考えなければならない水平方向の荷重をいう。

不均等荷重：架設時の設計をする場合において、部材支持点に相対変位が生じると考えられる場合に考慮すべき荷重をいう。